

半 期 報 告 書

(第117期中)

自 平成15年4月1日

至 平成15年9月30日

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成15年12月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された独立監査法人の中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株 式 会 社 滋 賀 銀 行

(501053)

目 次

	頁
第117期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	24
4 【経営上の重要な契約等】	24
5 【研究開発活動】	24
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	28
第5 【経理の状況】	29
1 【中間連結財務諸表等】	30
2 【中間財務諸表等】	77
第6 【提出会社の参考情報】	97
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	98
独立監査法人の中間監査報告書・中間監査報告書	
前中間連結会計期間の中間監査報告書	99
当中間連結会計期間の独立監査法人の中間監査報告書	101
前中間会計期間の中間監査報告書	103
当中間会計期間の独立監査法人の中間監査報告書	105

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成15年12月24日

【中間会計期間】 第117期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高田 紘一

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(524)2141 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部主計室長 今井 信一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 横田 一也

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行東京支店
(東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

(注) 東京支店は、証券取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものがあります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,080	41,293	42,306	87,733	81,316
連結経常利益	百万円	3,110	2,575	4,103	2,483	2,528
連結中間純利益	百万円	2,251	1,529	4,434		
連結当期純利益	百万円				2,235	2,346
連結純資産額	百万円	181,101	178,767	191,170	190,065	171,447
連結総資産額	百万円	3,830,605	3,783,424	3,834,637	3,904,466	3,826,324
1株当たり純資産額	円	759.92	732.69	722.52	782.83	696.31
1株当たり中間純利益	円	9.44	6.27	17.92		
1株当たり当期純利益	円				9.37	9.54
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	7.92	5.28	15.22		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				7.81	8.11
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	9.97	10.34	10.50	10.04	10.20
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	239,016	33,552	41,068	204,937	62,560
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	233,244	14,210	32,213	184,163	74,117
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	602	646	13,747	1,220	1,322
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	50,507	44,904	47,107		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				64,892	52,012
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,662 〔895〕	2,660 〔915〕	2,571 〔955〕	2,577 〔895〕	2,565 〔927〕

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成13年度以前の1株当たり当期純利益及び1株当たり中間純利益は、期中平均株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)により算出しております。
- 3 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。
- 5 従業員数は出向者数を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第115期中	第116期中	第117期中	第115期	第116期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	39,479	36,601	37,794	78,655	71,747
経常利益	百万円	2,516	2,168	3,690	2,011	1,961
中間純利益	百万円	2,206	1,504	4,375		
当期純利益	百万円				2,184	2,318
資本金	百万円	27,406	28,560	33,076	28,409	28,987
発行済株式総数	千株	239,852	245,062	265,450	244,380	246,989
純資産額	百万円	181,636	178,963	191,075	190,585	171,418
総資産額	百万円	3,818,121	3,770,950	3,821,255	3,892,532	3,813,523
預金残高	百万円	3,373,305	3,329,197	3,377,790	3,463,595	3,394,097
貸出金残高	百万円	2,287,366	2,193,207	2,250,363	2,309,906	2,247,858
有価証券残高	百万円	1,250,234	1,174,418	1,264,923	1,218,729	1,238,823
1株当たり中間配当額	円	2.50	2.50	2.50		
1株当たり配当額	円				5.00	5.00
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	9.94	10.32	10.48	10.03	10.17
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,398 〔836〕	2,404 〔854〕	2,318 〔881〕	2,319 〔835〕	2,304 〔864〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の子会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行業	事務代行業	クレジット カード事業	リース・ 投資事業	その他の事業	合計
従業員数(人)	2,348 〔883〕	149 〔58〕	35 〔5〕	20 〔4〕	19 〔5〕	2,571 〔955〕

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員(ただし、連結会社間の出向者を含む)であります。
2 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員949人を含んでおりません。
3 臨時従業員数は、〔 〕内に嘱託及び臨時雇員の当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	2,318 〔881〕
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員であります。
2 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時雇員875人を含んでおりません。
3 臨時従業員数は、〔 〕内に嘱託及び臨時雇員の当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行の労働組合は、滋賀銀行労働組合と滋賀銀行従業員組合の2つであり、組合員数は滋賀銀行労働組合2,085人、滋賀銀行従業員組合15人であります。双方の組合とも労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

当上半期のわが国経済は、海外経済の緩やかな景気回復を背景とした輸出の増加を牽引役に、生産活動の活発化、企業収益の増加といった経済活動の前向きの循環が働き始めました。しかしながら、雇用・所得環境は依然として厳しく、景気回復の動きがどの程度の強さと広がりをもったものになるかについては、なお不透明感の強い展開となりました。

一方、県内経済も企業収益の回復を受け、設備投資の緩やかな持ち直しが見られるものの、個人消費関連での回復は乏しく、総じて厳しい推移をたどりました。

また、金融界では、金融庁から各地域金融機関に対して、平成15年度から2年間を「集中改善期間」とする「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の策定が要請されました。

このような経済金融情勢のもと、当行は本年10月に創立70周年を迎えました。また、今年度は、平成12年4月にスタートさせた「収益力の強化による企業価値の向上」を基本ビジョンとする新世紀第1次長期経営計画「e-SHIGAGIN21」（4カ年計画）の最終年度にあたります。この計画達成に向け、取引先とのリレーションを重視した新しい商品・サービスの提供や効率的で付加価値の高いチャネルの展開などに積極的に取り組みました。その結果、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の預金等（譲渡性預金を含む）の期中平均残高は、個人預金を中心に前中間連結会計期間に比べ49,716百万円増加して3,508,765百万円（うち預金は3,405,811百万円）となりました。一方、資金運用の要である貸出金の期中平均残高は、住宅ローンを中心に消費者向け貸出は着実に増加しましたが、その一方で企業の資金需要の低迷を主因に事業性貸出が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ27,826百万円の減少となり、当中間連結会計期間は2,246,650百万円となりました。なお、預金等の増加と貸出金の減少を受け有価証券運用を増加させた結果、当中間連結会計期間の有価証券の期中平均残高は1,269,271百万円となり、前中間連結会計期間に比べ94,232百万円増加いたしました。

また、当中間連結会計期間末の貸倒引当金ならびに投資損失引当金控除後の総資産残高は3,834,637百万円、純資産額は191,170百万円となりました。

損益につきましては、経常収益が42,306百万円となり、前中間連結会計期間に比べ1,013百万円の増収となりました。これは、資金運用収益は貸出金の不振を主因に前中間連結会計期間に比べて減少したものの、フィービジネスに注力した結果、役務取引等収益が大幅に増加したことや、有価証券運用が好調で債券関係損益が増加したことなどによるものであります。一方、経常費用は、低金利の長期化に伴う資金調達費用の減少と営業経費の削減に努力したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ514百万円減少し38,202百万円となりました。この結果、経常利益は4,103百万円で、前中間連結会計期間に比べ1,527百万円の増益となりました。また、当中間連結会計期間は貸倒引当金が取崩超となり、特別利益に貸倒引当金取崩益を3,347百万円計上したことを主因として、税金等調整前中間純利益は7,871百万円となり前中間連結会計期間に比べ5,173百万円の増益、中間純利益も4,434百万円で前中間連結会計期間に比べ2,905百万円の増益となりました。

損益を事業別にみますと、前中間連結会計期間に比べて次のとおりとなりました。

銀行業では、役務取引等利益や債券関係損益の増加により経常収益は1,192百万円の増収、経常費用も営業経費の削減を主因として329百万円減少し、経常利益は1,522百万円の増益となりました。

事務代行業では、経常収益は22百万円の減収となりましたが、経常費用も22百万円減少し、経常利益はほぼ横ばいとなりました。

クレジットカード事業では、経常収益は22百万円の増収、経常費用は営業経費の削減を主因に50百万円減少し、経常利益は72百万円の増益となりました。

リース・投資事業では、経常収益は219百万円の減収となりましたが、経常費用も195百万円減少したため、経常利益は23百万円の減益にとどまりました。

その他の事業では、経常収益は17百万円の減収となり、経常利益も7百万円の減益となりました。

また、当中間連結会計期間末の国際統一基準に基づく連結自己資本比率は10.50%、単体自己資本比率は10.48%となりました。

なお、「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前中間連結会計期間末に比べ2,203百万円増加し、当中間連結会計期間末には47,107百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の営業活動による資金の増加は41,068百万円であり、前中間連結会計期間に比べ74,620百万円の増加となりました。増加の主な要因は、債券貸借取引受入担保金及びコールマネーの増加とコールローンの減少であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の投資活動による資金の減少は32,213百万円であり、前中間連結会計期間に比べ46,424百万円の減少となりました。減少の主な要因は、有価証券の取得及び金銭の信託の増加であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間中の財務活動による資金の減少は13,747百万円であり、前中間連結会計期間に比べ13,101百万円の減少となりました。減少の主な要因は、新株予約権付社債の償還及び配当金の支払であります。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内では前中間連結会計期間と比べ430百万円増加し27,993百万円、海外では同88百万円減少し94百万円、合計では同342百万円増加し28,087百万円となりました。また、役務取引等収支は合計で前中間連結会計期間と比べ685百万円増加し4,125百万円、その他業務収支は合計で同788百万円増加し1,371百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	27,562	183	27,745
	当中間連結会計期間	27,993	94	28,087
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	30,362	338	145 30,555
	当中間連結会計期間	29,829	177	78 29,929
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,799	155	145 2,809
	当中間連結会計期間	1,836	83	78 1,841
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,439	0	3,439
	当中間連結会計期間	4,126	1	4,125
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,812	1	4,813
	当中間連結会計期間	5,687	0	5,688
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,372	1	1,373
	当中間連結会計期間	1,560	2	1,562
その他業務収支	前中間連結会計期間	581	2	583
	当中間連結会計期間	1,368	2	1,371
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,394	2	4,396
	当中間連結会計期間	5,103	3	5,106
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,813	0	3,813
	当中間連結会計期間	3,734	0	3,734

- (注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店であります。
3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間2百万円)を控除して表示しております。
4 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内と海外の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内では、当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は貸出金を中心に3,658,402百万円となり、利回りは1.62%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は預金等で3,595,419百万円、利回りは0.10%となりました。前中間連結会計期間との比較では、資金運用勘定平均残高は28,825百万円の増加で利回りは0.04%の低下、資金調達勘定平均残高は37,205百万円の増加で利回りは0.05%の低下となりました。

海外では、当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は有価証券を中心に13,681百万円となり、利回りは2.59%となりました。一方、資金調達勘定平均残高は預金等で13,754百万円、利回りは1.20%となりました。前中間連結会計期間との比較では、資金運用勘定平均残高は2,366百万円の減少で利回りは1.61%の低下、資金調達勘定平均残高は2,537百万円の減少で利回りは0.70%の低下となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(14,433) 3,629,576	(145) 30,362	1.66
	当中間連結会計期間	(12,052) 3,658,402	(78) 29,829	1.62
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,273,398	22,774	1.99
	当中間連結会計期間	2,245,910	22,211	1.97
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	6,087	9	0.30
	当中間連結会計期間	1,369	1	0.21
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,160,523	6,990	1.20
	当中間連結会計期間	1,256,957	7,265	1.15
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	54,405	364	1.33
	当中間連結会計期間	103,200	208	0.40
うち預け金	前中間連結会計期間	1,208	0	0.00
	当中間連結会計期間	964	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	() 3,558,213	() 2,799	0.15
	当中間連結会計期間	() 3,595,419	() 1,836	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	3,416,122	1,465	0.08
	当中間連結会計期間	3,404,109	1,101	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	41,067	12	0.06
	当中間連結会計期間	102,953	31	0.06
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	44,500	303	1.36
	当中間連結会計期間	17,469	88	1.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,223	38	3.48
	当中間連結会計期間	17,506	79	0.91
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	38,841	418	2.14
	当中間連結会計期間	38,352	312	1.62

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については一部、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 「国内」とは当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間15,384百万円、当中間連結会計期間16,599百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間9,267百万円、当中間連結会計期間7,701百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間2百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

4 ()内は、国内と海外の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	() 16,047	() 338	4.20
	当中間連結会計期間	() 13,681	() 177	2.59
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,079	13	2.45
	当中間連結会計期間	739	7	2.08
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	14,515	323	4.44
	当中間連結会計期間	12,313	168	2.73
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	203	1	1.69
	当中間連結会計期間	271	1	0.95
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(14,433) 16,291	(145) 155	1.90
	当中間連結会計期間	(12,052) 13,754	(78) 83	1.20
うち預金	前中間連結会計期間	1,858	9	1.06
	当中間連結会計期間	1,702	5	0.59
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 平均残高は日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

3 ()内は、国内と海外の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,631,190	30,555	1.67
	当中間連結会計期間	3,660,031	29,929	1.63
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,274,477	22,787	1.99
	当中間連結会計期間	2,246,650	22,219	1.97
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	6,087	9	0.30
	当中間連結会計期間	1,369	1	0.21
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,175,038	7,313	1.24
	当中間連結会計期間	1,269,271	7,434	1.16
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	54,405	364	1.33
	当中間連結会計期間	103,200	208	0.40
うち預け金	前中間連結会計期間	1,411	1	0.24
	当中間連結会計期間	1,235	1	0.21
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,560,072	2,809	0.15
	当中間連結会計期間	3,597,121	1,841	0.10
うち預金	前中間連結会計期間	3,417,981	1,475	0.08
	当中間連結会計期間	3,405,811	1,106	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	41,067	12	0.06
	当中間連結会計期間	102,953	31	0.06
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	44,500	303	1.36
	当中間連結会計期間	17,469	88	1.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	2,223	38	3.48
	当中間連結会計期間	17,506	79	0.91
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	38,841	418	2.14
	当中間連結会計期間	38,352	312	1.62

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間15,384百万円、当中間連結会計期間16,599百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間9,267百万円、当中間連結会計期間7,701百万円)及び利息(前中間連結会計期間4百万円、当中間連結会計期間2百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2 国内と海外の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、銀行業において特に役務収益の増強に注力した結果、国内と海外の合計で前中間連結会計期間比874百万円増加し5,688百万円となりました。また、役務取引等費用は合計で前中間連結会計期間比189百万円増加し1,562百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	4,812	1	4,813
	当中間連結会計期間	5,687	0	5,688
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	906		906
	当中間連結会計期間	1,046		1,046
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,995	1	1,996
	当中間連結会計期間	2,021	0	2,022
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	93		93
	当中間連結会計期間	92		92
うち代理業務	前中間連結会計期間	283		283
	当中間連結会計期間	275		275
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	156		156
	当中間連結会計期間	177		177
うち保証業務	前中間連結会計期間	26		26
	当中間連結会計期間	33		33
うちカード業務	前中間連結会計期間	1,011		1,011
	当中間連結会計期間	1,070		1,070
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,372	1	1,373
	当中間連結会計期間	1,560	2	1,562
うち為替業務	前中間連結会計期間	341	0	342
	当中間連結会計期間	334	2	336

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(期末残高)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,325,762	1,912	3,327,674
	当中間連結会計期間	3,374,230	1,755	3,375,986
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,207,015	704	1,207,719
	当中間連結会計期間	1,292,522	873	1,293,396
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,032,812	1,208	2,034,021
	当中間連結会計期間	1,986,256	860	1,987,116
うちその他	前中間連結会計期間	85,934		85,934
	当中間連結会計期間	95,451	21	95,473
譲渡性預金	前中間連結会計期間	91,905		91,905
	当中間連結会計期間	101,592		101,592
総合計	前中間連結会計期間	3,417,668	1,912	3,419,580
	当中間連結会計期間	3,475,822	1,755	3,477,578

(注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店であります。

3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年 9月30日		平成15年 9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,179,629	100.00		
製造業	422,603	19.39		
農業	8,638	0.40		
林業	417	0.02		
漁業	1,571	0.07		
鉱業	5,717	0.26		
建設業	135,121	6.20		
電気・ガス・熱供給・水道業	8,459	0.39		
運輸・通信業	64,028	2.94		
卸売・小売業、飲食店	383,938	17.61		
金融・保険業	91,515	4.20		
不動産業	188,171	8.63		
サービス業	262,599	12.05		
地方公共団体	49,217	2.26		
その他	557,629	25.58		
国内(除く特別国際金融取引勘定分)			2,239,166	100.00
製造業			430,709	19.23
農業			8,192	0.37
林業			436	0.02
漁業			1,331	0.06
鉱業			5,107	0.23
建設業			133,143	5.95
電気・ガス・熱供給・水道業			11,986	0.54
情報通信業			8,929	0.40
運輸業			66,521	2.97
卸売・小売業			351,795	15.71
金融・保険業			108,715	4.85
不動産業			182,544	8.15
各種サービス業			281,205	12.56
地方公共団体			42,119	1.88
その他			606,429	27.08
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,873	100.00	743	100.00
政府等	165	8.83	143	19.36
金融機関				
商工業	1,193	63.70	577	77.65
その他	514	27.47	22	2.99
合計	2,181,503		2,239,910	

- (注) 1 「国内」とは当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店であります。
3 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間末は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間末は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高 (百万円)
平成14年9月30日	インドネシア	165
	合計	165
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)
平成15年9月30日	インドネシア	143
	合計	143
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.00)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(6) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(期末残高)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	363,474		363,474
	当中間連結会計期間	411,404		411,404
地方債	前中間連結会計期間	147,133		147,133
	当中間連結会計期間	166,270		166,270
社債	前中間連結会計期間	266,517		266,517
	当中間連結会計期間	243,886		243,886
株式	前中間連結会計期間	145,869		145,869
	当中間連結会計期間	141,902		141,902
その他の証券	前中間連結会計期間	238,381	14,689	253,070
	当中間連結会計期間	290,712	12,329	303,041
合計	前中間連結会計期間	1,161,375	14,689	1,176,064
	当中間連結会計期間	1,254,177	12,329	1,266,506

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店であります。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	30,459	32,477	2,017
経費(除く臨時処理分)	21,488	20,386	1,101
人件費	12,224	11,499	724
物件費	8,262	7,936	326
税金	1,001	951	50
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	8,971	12,090	3,119
一般貸倒引当金繰入額	1,800		1,800
業務純益	7,171	12,090	4,919
うち債券関係損益	314	1,107	1,422
臨時損益	5,003	8,400	3,397
株式関係損益	542	3,277	2,735
不良債権処理損失	3,641	5,094	1,452
貸出金償却	3,080	4,974	1,894
個別貸倒引当金繰入額	279		279
債権売却損失引当金繰入額	283		283
特定海外債権引当勘定繰入額	5		5
その他の偶発損失引当金繰入額		8	8
その他の債権売却損等	3	111	107
その他臨時損益	819	28	790
経常利益	2,168	3,690	1,522
特別損益	121	3,726	3,605
うち動産不動産処分損益	104	90	14
うち貸倒引当金取崩額		3,306	3,306
税引前中間純利益	2,289	7,416	5,127
法人税、住民税及び事業税	1,588	103	1,485
法人税等調整額	803	2,937	3,741
中間純利益	1,504	4,375	2,871

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7 当中間会計期間は、貸倒引当金戻入額が同繰入額を上回るため、貸倒引当金取崩額(純戻入額)を特別利益に計上しております。

なお、貸倒引当金取崩額(純戻入額)を特別利益に計上しない場合の一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理損失の前年同期比較は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸倒償却・引当費用(計)	5,441	1,754	3,687
一般貸倒引当金繰入額	1,800	4,300	6,100
不良債権処理損失	3,641	6,054	2,412
貸出金償却	3,080	4,974	1,894
個別貸倒引当金純繰入額	279	975	695
債権売却損失引当金繰入額	283		283
特定海外債権引当勘定繰入額	5	14	9
その他の偶発損失引当金繰入額		8	8
その他の債権売却損等	3	111	107

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.58	1.54	0.04
(イ)貸出金利回	1.97	1.95	0.02
(ロ)有価証券利回	1.08	1.02	0.06
(2) 資金調達原価	1.29	1.19	0.10
(イ)預金等利回	0.06	0.04	0.02
(ロ)外部負債利回	1.57	1.43	0.14
(3) 総資金利鞘	-	0.35	0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.68	13.30	3.62
業務純益ベース	7.74	13.30	5.56
中間純利益ベース	1.62	4.81	3.19

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(期末残高)	3,329,197	3,377,790	48,593
預金(期中平均残高)	3,419,564	3,407,458	12,106
貸出金(期末残高)	2,193,207	2,250,363	57,156
貸出金(期中平均残高)	2,285,487	2,257,228	28,258

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,480,463	2,534,116	53,652
法人	846,821	841,918	4,902
合計	3,327,285	3,376,034	48,749

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	551,171	598,299	47,128
うち住宅関連ローン残高	493,756	546,592	52,835
うち住宅ローン残高	403,196	461,126	57,929
うちその他の住宅関連ローン残高	90,559	85,465	5,093
うちその他ローン残高	57,414	51,707	5,707

(注) その他の住宅関連ローンは、従来、消費者ローンに含まれていなかった地方公共団体制度融資(住宅資金)・協定住宅融資等の住宅ローンに準ずるローン、及び、その他ローンに含めて記載していた住宅関連融資であり、当中間会計期間より住宅関連ローンの内訳として記載したものであります。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,749,444	1,780,359	30,915
総貸出金残高	百万円	2,191,333	2,249,619	58,286
中小企業等貸出金比率	/ %	79.83	79.14	0.69
中小企業等貸出先件数	件	87,532	89,054	1,522
総貸出先件数	件	88,122	89,653	1,531
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.33	99.33	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	11	74	16	77
信用状	656	5,332	743	5,985
保証	7,366	46,579	6,345	42,765
計	8,033	51,987	7,104	48,828

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	28,560	33,076
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	19,426	23,942
	利益剰余金	98,868	103,005
	連結子会社の少数株主持分	1,859	1,924
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	528	410
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()		
	連結調整勘定相当額()	290	230
	計 (A)	147,897	161,308
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注1)			
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計 額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	10,084	8,980
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	14,512	14,380
	一般貸倒引当金	18,735	17,513
	負債性資本調達手段等	32,000	32,000
	うち永久劣後債務 (注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	32,000	32,000
	計	75,332	72,875
うち自己資本への算入額 (B)	75,332	72,875	
控除項目	控除項目 (注4) (C)	50	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	223,179	233,633
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,128,738	2,198,937
	オフ・バランス取引項目	28,342	24,219
	計 (E)	2,157,080	2,223,156
連結自己資本比率(国際統一基準) = (D) / (E) × 100(%)		10.34	10.50

- (注) 1 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	28,560	33,076
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	19,426	23,942
	その他資本剰余金		
	利益準備金	6,522	6,781
	任意積立金	89,833	90,834
	中間未処分利益	2,244	5,050
	その他		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()	64	165
	営業権相当額()		
	計 (A)	146,522	159,520
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	10,071	8,955
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	14,512	14,380
	一般貸倒引当金	18,400	17,300
	負債性資本調達手段等	32,000	32,000
	うち永久劣後債務 (注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)	32,000	32,000
	計	74,984	72,636
うち自己資本への算入額 (B)	74,984	72,636	
控除項目	控除項目 (注4) (C)	50	550
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	221,456	231,606
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,116,229	2,185,562
	オフ・バランス取引項目	28,342	24,219
	計 (E)	2,144,572	2,209,781
単体自己資本比率(国際統一基準) = (D) / (E) × 100(%)		10.32	10.48

(注) 1 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の有価証券中の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21,861	14,794
危険債権	52,285	42,998
要管理債権	46,888	49,599
正常債権	2,127,796	2,195,702

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たな発生はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月
						総額	既支払額			
当行	京都南支店	京都市伏見区	新設	銀行業	店舗	200		自己資金	平成 15年11月	平成 16年3月
	上海駐在員 事務所	中華人民共和国 上海市浦東新区	新設	銀行業	事務所	12	2	自己資金	平成 15年9月	平成 15年11月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

(注) 平成10年6月26日の定時株主総会において、定款の変更を行い、次のとおりとなりました。
 当行の発行する株式の総数は500,000,000株とする。
 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月24日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	265,450,406	265,450,406	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	
計	265,450,406	265,450,406		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日	18,460	265,450	4,088,988	33,076,966	4,088,988	23,942,402

(注) 新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された転換社債の株式への転換)による当中間会計期間中の合計
 数・額であります。

(4) 【大株主の状況】

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	10,151	3.82
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	9,895	3.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	7,637	2.87
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町1番38号	7,293	2.74
中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	5,521	2.07
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	4,787	1.80
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	4,626	1.74
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,363	1.64
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,974	1.49
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,475	1.30
計		61,725	23.25

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は3,974千株であります。なお、その内訳は、信託口3,644千株、A口管理信託200千株、退職給付信託(大日本インキ化学工業株式会社口)130千株であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は3,475千株であります。なお、その内訳は、信託口3,195千株、退職給付信託(住友信託銀行再信託分・アサヒビール株式会社退職給付信託口)280千株であります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 371,000 (相互保有株式) 780,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 259,915,000	259,909	
単元未満株式	普通株式 4,384,406		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	265,450,406		
総株主の議決権		259,909	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式699株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個は含んでおりません。

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	大津市浜町1番38号	371,000		371,000	0.13
(相互保有株式) 株式会社 しがぎんジェーシービー	大津市浜町4番28号	230,000		230,000	0.08
(相互保有株式) 株式会社 滋賀ディーシーカード	大津市浜町1番10号	550,000		550,000	0.20
計		1,151,000		1,151,000	0.43

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成15年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	461	453	451	450	448	472
最低(円)	436	439	441	440	441	443

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		45,389	1.20	47,858	1.25	56,997	1.49
コールローン及び 買入手形		199,082	5.26	89,795	2.34	110,914	2.90
買入金銭債権		6,920	0.18	7,160	0.19	7,475	0.19
商品有価証券		6,508	0.17	542	0.01	1,874	0.05
金銭の信託		8,537	0.23	8,142	0.21	3,009	0.08
有価証券	1,7	1,176,064	31.08	1,266,506	33.03	1,240,423	32.42
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,181,503	57.66	2,239,910	58.41	2,236,812	58.46
外国為替	6	3,388	0.09	7,465	0.19	4,952	0.13
その他資産	9	24,864	0.66	38,339	1.00	28,946	0.76
動産不動産	7,10 11	86,451	2.29	84,809	2.21	84,972	2.22
繰延税金資産		35,020	0.93	28,942	0.76	37,115	0.97
連結調整勘定		290	0.01	230	0.01	260	0.01
支払承諾見返		51,987	1.37	48,828	1.27	51,100	1.33
貸倒引当金		42,570	1.13	33,863	0.88	38,491	1.01
投資損失引当金		13	0.00	30	0.00	40	0.00
資産の部合計		3,783,424	100.00	3,834,637	100.00	3,826,324	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	7	3,327,674	87.95	3,375,986	88.04	3,392,271	88.66
譲渡性預金		91,905	2.43	101,592	2.65	96,405	2.52
コールマネー及び 売渡手形		20,646	0.55	10,568	0.28	8,085	0.21
債券貸借取引受入 担保金	7	1,195	0.03	23,059	0.60	708	0.02
借入金	12	38,770	1.02	38,141	0.99	38,563	1.01
外国為替		78	0.00	82	0.00	83	0.00
新株予約権付社債		22,131	0.59			21,277	0.56
その他負債	7	26,196	0.69	23,528	0.61	23,795	0.62
退職給付引当金		6,982	0.18	6,798	0.18	6,724	0.17
債権売却損失引当金		1,751	0.05			1,214	0.03
その他の偶発損失 引当金				8	0.00		
再評価に係る 繰延税金負債	10	13,461	0.36	12,920	0.34	12,920	0.34
支払承諾		51,987	1.37	48,828	1.27	51,100	1.33
負債の部合計		3,602,782	95.22	3,641,514	94.96	3,653,150	95.47
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,873	0.05	1,952	0.05	1,726	0.05
(資本の部)							
資本金		28,560	0.76	33,076	0.86	28,987	0.76
資本剰余金		19,426	0.51	23,942	0.63	19,853	0.52
利益剰余金		99,477	2.63	103,664	2.70	99,857	2.61
土地再評価差額金	10	18,789	0.50	19,036	0.50	19,036	0.50
その他有価証券 評価差額金		13,041	0.34	11,860	0.31	4,089	0.10
自己株式		528	0.01	410	0.01	377	0.01
資本の部合計		178,767	4.73	191,170	4.99	171,447	4.48
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		3,783,424	100.00	3,834,637	100.00	3,826,324	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		41,293	100.00	42,306	100.00	81,316	100.00
資金運用収益		30,555		29,929		60,251	
(うち貸出金利息)		(22,787)		(22,219)		(45,307)	
(うち有価証券利息 配当金)		(7,323)		(7,435)		(14,119)	
役務取引等収益		4,813		5,688		9,973	
その他業務収益		4,396		5,106		9,036	
その他経常収益		1,527		1,582		2,055	
経常費用		38,717	93.76	38,202	90.30	78,788	96.89
資金調達費用		2,814		1,844		5,086	
(うち預金利息)		(1,475)		(1,106)		(2,733)	
役務取引等費用		1,373		1,562		2,792	
その他業務費用		3,813		3,734		7,710	
営業経費		23,018		21,752		45,000	
その他経常費用	1	7,697		9,308		18,198	
経常利益		2,575	6.24	4,103	9.70	2,528	3.11
特別利益	2	226	0.54	3,858	9.12	4,437	5.45
特別損失	3	104	0.25	90	0.21	356	0.44
税金等調整前 中間(当期)純利益		2,698	6.53	7,871	18.61	6,609	8.12
法人税、住民税 及び事業税		1,834	4.44	341	0.81	496	0.61
法人税等調整額		862	2.09	2,885	6.82	3,491	4.29
少数株主利益		196	0.48	209	0.50	274	0.34
中間(当期)純利益		1,529	3.70	4,434	10.48	2,346	2.88

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		19,275	19,853	19,275
資本剰余金増加高		150	4,088	577
新株予約権付社債の 権利行使による増加		150	4,088	577
資本剰余金減少高				
資本剰余金中間期末(期末)残高		19,426	23,942	19,853
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		98,569	99,857	98,569
利益剰余金増加高		1,529	4,434	2,517
中間(当期)純利益		1,529	4,434	2,346
土地再評価差額金取崩額				171
利益剰余金減少高		621	627	1,230
配当金		606	612	1,215
役員賞与		15	15	15
利益剰余金中間期末(期末)残高		99,477	103,664	99,857

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		2,698	7,871	6,609
減価償却費		4,254	4,094	8,637
連結調整勘定償却額		29	29	59
貸倒引当金の増加額		739	4,627	4,818
投資損失引当金の増加額			10	12
債権売却損失引当金の増加額		283	1,214	254
その他の偶発損失引当金の 増加額			8	
退職給付引当金の増加額		3	74	254
資金運用収益		30,555	29,929	60,251
資金調達費用		2,814	1,844	5,086
有価証券関係損益()		781	2,195	7,052
金銭の信託の運用損益()		96	128	192
為替差損益()		6	14	3
動産不動産処分損益()		104	90	356
貸出金の純増()減		116,463	3,097	61,153
預金の純増減()		133,478	16,285	68,881
譲渡性預金の純増減()		56,515	5,187	61,015
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		142	422	349
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		2,016	4,234	2,483
コールローン等の純増()減		54,365	21,434	33,246
コールマネー等の純増減()		21,999	2,483	34,560
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		1,119	22,350	1,606
外国為替(資産)の純増()減		926	2,512	2,490
外国為替(負債)の純増減()		4	1	9
資金運用による収入		32,253	30,228	62,176
資金調達による支出		3,414	2,194	6,090
その他		2,646	347	1,508
小計		31,073	41,371	65,079
法人税等の支払額		2,479	302	2,519
営業活動による キャッシュ・フロー		33,552	41,068	62,560

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		78,355	219,538	231,084
有価証券の売却による収入		46,053	44,331	70,195
有価証券の償還による収入		48,084	152,731	86,025
金銭の信託の増加による支出		1,000	5,004	1,002
金銭の信託の減少による収入		3,805		9,520
動産不動産の取得による支出		4,378	4,734	8,100
動産不動産の売却による収入				327
投資活動による キャッシュ・フロー		14,210	32,213	74,117
財務活動による キャッシュ・フロー				
新株予約権付社債の 償還による支出			13,099	
配当金支払額		606	612	1,215
少数株主への配当金支払額		2	2	2
自己株式の取得による支出		36	32	104
財務活動による キャッシュ・フロー		646	13,747	1,322
現金及び現金同等物に係る 換算差額			12	
現金及び現金同等物の 増減()額		19,987	4,905	12,879
現金及び現金同等物の 期首残高		64,892	52,012	64,892
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		44,904	47,107	52,012

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 しがぎんビジネスサー ビス株式会社 株式会社滋賀ディーシ ーカード しがぎんリース・キャ ピタル株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 11社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 11社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子 会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結 子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会 社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子 会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結 子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会 社 同 左
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等に 関する事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 11社	同 左	連結子会社の決算日は次 のとおりであります。 3月末日 11社
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 当行の保有する商品有 価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移 動平均法により算定)に より行っております。 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 売買目的有価証券につ いては時価法(売却原 価は主として移動平均 法により算定)、満期 保有目的の債券につ いては移動平均法による 償却原価法(定額法)、 その他有価証券のうち 時価のあるものにつ いては中間連結決算日の 市場価格等に基づく時 価法(売却原価は主と して移動平均法により 算定)、時価のないも のについては移動平均 法による原価法又は償 却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部資本直入法に より処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ) 同 左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左 (2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 売買目的有価証券につ いては時価法(売却原 価は主として移動平均 法により算定)、満期 保有目的の債券につ いては移動平均法による 償却原価法(定額法)、 その他有価証券のうち 時価のあるものにつ いては連結決算日の市 場価格等に基づく時 価法(売却原価は主と して移動平均法により 算定)、時価のないも のについては移動平均 法による原価法又は償 却原価法により行っ ております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部資本直入法に より処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(口)当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	(口) 同 左	(口) 同 左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同 左</p> <p>ソフトウェア 同 左</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,802百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,831百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,148百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 当行は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		(8) 債権売却損失引当金の計上基準 当行は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
		(8) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 当行の外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき、資金関連スワップ取引についてはヘッジ会計を適用しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき金額又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(11)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は0百万円増加、「その他負債」は0百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また同様に、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づき、当中間連結会計期間から、通貨スワップ取引については時価会計を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、中間連結貸借対照表の「その他資産」は49百万円減少、「その他負債」は23百万円減少しております。また、中間連結損益計算書の「資金調達費用」は199百万円減少、「その他業務費用」は225百万円増加し、「経常利益」並びに「税金等調整前中間純利益」はそれぞれ26百万円減少しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。</p>	<p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		この変更に伴い、従来 の方法によった場合と比 較して、「その他資産」 は602百万円増加、「そ の他負債」は602百万円 増加しております。	債権元本相当額及び債務 元本相当額の連結決算日 の為替相場による正味の 円換算額を連結貸借対照 表に計上し、交換利息相 当額はその期間にわたり 発生主義により連結損益 計算書に計上するととも に、連結決算日の未収収 益又は未払費用を計上し ております。
	(10)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の リース物件の所有権が借 主に移転すると認められ るもの以外のファイナ ンス・リース取引につい ては、通常の賃貸借取引 に準じた会計処理によっ ております。	(10)リース取引の処理方法 同 左	(10)リース取引の処理方法 同 左
	(11)重要なヘッジ会計の方 法 当行のヘッジ会計の方 法は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に 関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定す る経過措置に基づき、貸 出金・預金等の多数の金 融資産・負債から生じる 金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管 理する、「マクロヘッ ジ」を実施しておりま す。これは、「銀行業に おける金融商品会計基準 適用に関する当面の会計 上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク 調整アプローチによるリ スク管理であり、繰延ヘ ッジによる会計処理を行 っております。	(11)重要なヘッジ会計の方 法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債 から生じる金利リスクに 対するヘッジ会計の方法 は、繰延ヘッジによっ ております。前連結会計年 度は「銀行業における金 融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の 取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定す る経過措置に基づき、多数 の貸出金・預金等から生 じる金利リスクをデリバ ティブ取引を用いて総体 で管理する「マクロヘッ ジ」を実施してありまし たが、当中間連結会計期 間からは、同報告の本則 規定に基づき処理して おります。	(11)重要なヘッジ会計の方 法 当行のヘッジ会計の方 法は、「銀行業における 金融商品会計基準適用に 関する会計上及び監査上 の取扱い」(日本公認会 計士協会業種別監査委員 会報告第24号)に規定す る経過措置に基づき、貸 出金・預金等の多数の金 融資産・負債から生じる 金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管 理する、「マクロヘッ ジ」を実施しておりま す。これは、「銀行業に おける金融商品会計基準 適用に関する当面の会計 上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク 調整アプローチによるリ スク管理であり、繰延ヘ ッジによる会計処理を行 っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は332百万円であります。</p> <p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p>	<p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
	<p>(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(12)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
			<p>(13)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			<p>なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>金融商品会計 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当連結会計年度から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は708百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間における「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。</p>	

追加情報

<p>前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
		<p>(退職給付会計) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年12月16日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。 これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。 本処理に伴う損益に与えた影響額は、特別利益のうち3,162百万円であります。 なお、平成15年 3月31日現在において測定された年金資産の返還相当額は、12,407百万円であります。</p>
<p>(金融商品会計) 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当中間連結会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は1,195百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>		
<p>(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は7,950百万円、延滞債権額は65,651百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,301百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,735百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,858百万円、延滞債権額は52,912百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,232百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,546百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,534百万円、延滞債権額は54,748百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,534百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は51,078百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)																																				
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,638百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、51,475百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>109,744百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>12,491百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>1,195百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債 (運用受託金)</td> <td>330百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,842百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,285百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	109,744百万円	担保資産に対応する債務		預金	12,491百万円	債券貸借取引		受入担保金	1,195百万円	その他負債 (運用受託金)	330百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,550百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は44,649百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,595百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>11,690百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>23,059百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債 (運用受託金)</td> <td>230百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,173百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,261百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	127,595百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,690百万円	債券貸借取引		受入担保金	23,059百万円	その他負債 (運用受託金)	230百万円	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,895百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は48,502百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>108,397百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>18,313百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td>708百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債 (運用受託金)</td> <td>280百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,579百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,284百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p>	有価証券	108,397百万円	担保資産に対応する債務		預金	18,313百万円	債券貸借取引		受入担保金	708百万円	その他負債 (運用受託金)	280百万円
有価証券	109,744百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	12,491百万円																																					
債券貸借取引																																						
受入担保金	1,195百万円																																					
その他負債 (運用受託金)	330百万円																																					
有価証券	127,595百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	11,690百万円																																					
債券貸借取引																																						
受入担保金	23,059百万円																																					
その他負債 (運用受託金)	230百万円																																					
有価証券	108,397百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	18,313百万円																																					
債券貸借取引																																						
受入担保金	708百万円																																					
その他負債 (運用受託金)	280百万円																																					

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、828,841百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が825,841百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、785,207百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が782,207百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は332百万円、繰延ヘッジ利益の総額は150百万円であります。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、808,124百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が805,124百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 75,051百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 76,240百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 21,003百万円</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 75,642百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸出金償却3,138百万円、貸倒引当金繰入額2,135百万円、株式等償却1,312百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、償却債権取立益であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸出金償却4,979百万円及び株式等償却3,557百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、貸倒引当金取崩額3,347百万円、償却債権取立益511百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,999百万円、貸出金償却6,364百万円、株式等償却7,722百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益は、償却債権取立益1,274百万円、厚生年金基金代行部分返上益3,162百万円であります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																										
<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年 9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>45,389百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>469百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>44,904百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	45,389百万円	定期預け金	15百万円	その他預け金	469百万円	現金及び現金同等物	44,904百万円	<p>現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年 9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>47,858百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>395百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>355百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>47,107百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	47,858百万円	定期預け金	395百万円	その他預け金	355百万円	現金及び現金同等物	47,107百万円	<p>現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成15年 3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>56,997百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>通知預け金</td> <td>4,453百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>517百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>52,012百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	56,997百万円	定期預け金	15百万円	通知預け金	4,453百万円	その他預け金	517百万円	現金及び現金同等物	52,012百万円
現金預け金勘定	45,389百万円																											
定期預け金	15百万円																											
その他預け金	469百万円																											
現金及び現金同等物	44,904百万円																											
現金預け金勘定	47,858百万円																											
定期預け金	395百万円																											
その他預け金	355百万円																											
現金及び現金同等物	47,107百万円																											
現金預け金勘定	56,997百万円																											
定期預け金	15百万円																											
通知預け金	4,453百万円																											
その他預け金	517百万円																											
現金及び現金同等物	52,012百万円																											

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引																																																
借主側	借主側	借主側																																																
(1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及び 中間連結会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及び 中間連結会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及び 年度末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>中間連結 会計期間 末残高 相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間連結 会計期間 末残高 相当額		(百万円)	(百万円)	(百万円)	動産	4	0	4	合計	4	0	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (注)</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>中間連結 会計期間 末残高 相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (注)	減価償却 累計額 相当額	中間連結 会計期間 末残高 相当額		(百万円)	(百万円)	(百万円)	動産	14	1	12	合計	14	1	12	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (注)</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>年度末 残高 相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (注)	減価償却 累計額 相当額	年度末 残高 相当額		(百万円)	(百万円)	(百万円)	動産	4	0	3	合計	4	0	3
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間連結 会計期間 末残高 相当額																																															
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																															
動産	4	0	4																																															
合計	4	0	4																																															
	取得価額 相当額 (注)	減価償却 累計額 相当額	中間連結 会計期間 末残高 相当額																																															
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																															
動産	14	1	12																																															
合計	14	1	12																																															
	取得価額 相当額 (注)	減価償却 累計額 相当額	年度末 残高 相当額																																															
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																															
動産	4	0	3																																															
合計	4	0	3																																															
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料 中間連結会計期間末残高が有形固定資 産の中間連結会計期間末残高等に占め る割合が低いため、支払利子込み法に よっております。																																																		
(2) 未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額	(2) 未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額(注)	(2) 未経過リース料年度末残高相 当額(注)																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	0百万円	1年超	3百万円	合計	4百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	2百万円	1年超	10百万円	合計	12百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	0百万円	1年超	3百万円	合計	3百万円																														
1年内	0百万円																																																	
1年超	3百万円																																																	
合計	4百万円																																																	
1年内	2百万円																																																	
1年超	10百万円																																																	
合計	12百万円																																																	
1年内	0百万円																																																	
1年超	3百万円																																																	
合計	3百万円																																																	
(注) 未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額は、未経過リース料中間連 結会計期間末残高が有形固定資産の中 間連結会計期間末残高等に占めるその 割合が低いため、支払利子込み法によ っております。																																																		
(3) 当中間連結会計期間の支払リ ース料及び減価償却費相当額	(3) 当中間連結会計期間の支払リ ース料及び減価償却費相当額	(3) 当連結会計年度の支払リース 料、減価償却費相当額																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費 相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	0百万円	減価償却費 相当額	0百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費 相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	0百万円	減価償却費 相当額	0百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費 相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	0百万円	減価償却費 相当額	0百万円																																				
支払リース料	0百万円																																																	
減価償却費 相当額	0百万円																																																	
支払リース料	0百万円																																																	
減価償却費 相当額	0百万円																																																	
支払リース料	0百万円																																																	
減価償却費 相当額	0百万円																																																	
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
	(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料中間連結会計期間末残高相当額は、 未経過リース料中間連結会計 期間末残高が有形固定資産の中間 連結会計期間末残高等に占めるそ の割合が低いため、支払利子込み 法によっております。	(注) 取得価額相当額及び未経過リース 料年度末残高相当額は、未経過リ ース料年度末残高が有形固定資産 の年度末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によっ ております。																																																

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																																								
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引																																																																										
貸主側	貸主側	貸主側																																																																								
(1) リース物件の取得価額、減価 償却累計額及び中間連結会計期 間末残高	(1) リース物件の取得価額、減価 償却累計額及び中間連結会計期 間末残高	(1) リース物件の取得価額、減価 償却累計額及び年度末残高																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>減価償却 累計額</th> <th>中間連結 会計期間 末残高</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び 装置</td> <td>12,995</td> <td>6,705</td> <td>6,290</td> </tr> <tr> <td>工具、 器具及び 備品</td> <td>10,627</td> <td>5,352</td> <td>5,274</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,299</td> <td>2,047</td> <td>2,251</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,921</td> <td>14,105</td> <td>13,816</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額	減価償却 累計額	中間連結 会計期間 末残高		(百万円)	(百万円)	(百万円)	機械及び 装置	12,995	6,705	6,290	工具、 器具及び 備品	10,627	5,352	5,274	その他	4,299	2,047	2,251	合計	27,921	14,105	13,816	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>減価償却 累計額</th> <th>中間連結 会計期間 末残高</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び 装置</td> <td>12,580</td> <td>6,434</td> <td>6,145</td> </tr> <tr> <td>工具、 器具及び 備品</td> <td>10,645</td> <td>5,212</td> <td>5,432</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,323</td> <td>2,044</td> <td>2,279</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,549</td> <td>13,691</td> <td>13,857</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額	減価償却 累計額	中間連結 会計期間 末残高		(百万円)	(百万円)	(百万円)	機械及び 装置	12,580	6,434	6,145	工具、 器具及び 備品	10,645	5,212	5,432	その他	4,323	2,044	2,279	合計	27,549	13,691	13,857	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>減価償却 累計額</th> <th>年度末 残高</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> <th>(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び 装置</td> <td>12,852</td> <td>6,559</td> <td>6,292</td> </tr> <tr> <td>工具、 器具及び 備品</td> <td>10,739</td> <td>5,332</td> <td>5,407</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,301</td> <td>2,107</td> <td>2,194</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27,893</td> <td>13,999</td> <td>13,894</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額	減価償却 累計額	年度末 残高		(百万円)	(百万円)	(百万円)	機械及び 装置	12,852	6,559	6,292	工具、 器具及び 備品	10,739	5,332	5,407	その他	4,301	2,107	2,194	合計	27,893	13,999	13,894
	取得価額	減価償却 累計額	中間連結 会計期間 末残高																																																																							
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																																																							
機械及び 装置	12,995	6,705	6,290																																																																							
工具、 器具及び 備品	10,627	5,352	5,274																																																																							
その他	4,299	2,047	2,251																																																																							
合計	27,921	14,105	13,816																																																																							
	取得価額	減価償却 累計額	中間連結 会計期間 末残高																																																																							
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																																																							
機械及び 装置	12,580	6,434	6,145																																																																							
工具、 器具及び 備品	10,645	5,212	5,432																																																																							
その他	4,323	2,044	2,279																																																																							
合計	27,549	13,691	13,857																																																																							
	取得価額	減価償却 累計額	年度末 残高																																																																							
	(百万円)	(百万円)	(百万円)																																																																							
機械及び 装置	12,852	6,559	6,292																																																																							
工具、 器具及び 備品	10,739	5,332	5,407																																																																							
その他	4,301	2,107	2,194																																																																							
合計	27,893	13,999	13,894																																																																							
(2) 未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額	(2) 未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額	(2) 未経過リース料年度末残高相 当額																																																																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>4,495百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,095百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,591百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	4,495百万円	1年超	10,095百万円	合計	14,591百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>4,472百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,086百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,559百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	4,472百万円	1年超	10,086百万円	合計	14,559百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>4,485百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,134百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,620百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	4,485百万円	1年超	10,134百万円	合計	14,620百万円																																																						
1年内	4,495百万円																																																																									
1年超	10,095百万円																																																																									
合計	14,591百万円																																																																									
1年内	4,472百万円																																																																									
1年超	10,086百万円																																																																									
合計	14,559百万円																																																																									
1年内	4,485百万円																																																																									
1年超	10,134百万円																																																																									
合計	14,620百万円																																																																									
(3) 当中間連結会計期間の受取り リース料、減価償却費及び受取り 利息相当額	(3) 当中間連結会計期間の受取り リース料、減価償却費及び受取り 利息相当額	(3) 当連結会計年度の受取りリース 料、減価償却費及び受取利息相 当額																																																																								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取 リース料</td> <td>2,917百万円</td> </tr> <tr> <td>減価 償却費</td> <td>2,401百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息 相当額</td> <td>391百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取 リース料	2,917百万円	減価 償却費	2,401百万円	受取利息 相当額	391百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取 リース料</td> <td>2,921百万円</td> </tr> <tr> <td>減価 償却費</td> <td>2,401百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息 相当額</td> <td>374百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取 リース料	2,921百万円	減価 償却費	2,401百万円	受取利息 相当額	374百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>受取 リース料</td> <td>5,859百万円</td> </tr> <tr> <td>減価 償却費</td> <td>4,829百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息 相当額</td> <td>778百万円</td> </tr> </tbody> </table>	受取 リース料	5,859百万円	減価 償却費	4,829百万円	受取利息 相当額	778百万円																																																						
受取 リース料	2,917百万円																																																																									
減価 償却費	2,401百万円																																																																									
受取利息 相当額	391百万円																																																																									
受取 リース料	2,921百万円																																																																									
減価 償却費	2,401百万円																																																																									
受取利息 相当額	374百万円																																																																									
受取 リース料	5,859百万円																																																																									
減価 償却費	4,829百万円																																																																									
受取利息 相当額	778百万円																																																																									
(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購入 価額を控除した額を利息相当額 とし、各期への配分方法につい ては、利息法によっておりま す。	(4) 利息相当額の算定方法 同 左	(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額 の合計額からリース物件の購入 価額を控除した額を利息相当額 とし、各連結会計年度への配分 方法については、利息法によっ ております。																																																																								

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	136,548	142,196	5,647	18,921	13,273
債券	752,338	769,892	17,553	17,632	78
国債	357,573	363,474	5,900	5,918	18
地方債	140,499	147,133	6,633	6,633	
社債	254,266	259,284	5,018	5,079	60
その他	234,275	233,484	791	3,468	4,260
合計	1,123,163	1,145,572	22,409	40,022	17,613

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、時価が取得原価まで回復する見込がないものと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,304百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、および、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込がないと認められる場合であります。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,672
公募債以外の内国非上場債券	7,232

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
- 2 「子会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	120,350	138,018	17,668	27,891	10,222
債券	809,570	812,504	2,933	9,573	6,640
国債	413,597	411,404	2,193	2,750	4,943
地方債	163,583	166,270	2,687	3,992	1,304
社債	232,389	234,828	2,438	2,831	392
その他	289,070	288,425	644	2,897	3,542
合計	1,218,991	1,238,948	19,957	40,362	20,405

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込がないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,548百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込がないと認められる場合であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,883
公募債以外の内国非上場債券	9,058

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「その他資産」中の投資事業組合出資金を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	20,614	0

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	128,623	119,083	9,540	14,446	23,987
債券	823,010	839,976	16,965	18,448	1,482
国債	409,368	413,731	4,362	5,832	1,469
地方債	156,350	164,438	8,087	8,087	0
社債	257,291	261,807	4,516	4,528	11
その他	252,201	251,655	545	3,889	4,435
合計	1,203,835	1,210,715	6,879	36,784	29,905

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、7,678百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込みがないと認められる場合であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	30,475	1,359	268

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3,469
公募債以外の内国非上場債券	8,262

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	177,979	405,287	169,354	95,618
国債	97,287	155,940	64,884	95,618
地方債	12,310	59,956	92,170	
社債	68,381	189,389	12,299	
その他	22,455	62,682	56,231	9,563
合計	200,435	467,969	225,586	105,181

なお、満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	7	7			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭の信託	13	13			

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	

2 満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	9	9			

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,409
その他有価証券	22,409
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	9,353
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	13,055
()少数株主持分相当額	13
その他有価証券評価差額金	13,041

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	19,957
その他有価証券	19,957
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	8,069
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,887
()少数株主持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	11,860

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,879
その他有価証券	6,879
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	2,781
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,097
()少数株主持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	4,089

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物			
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	835	5	5
	金利オプション			
	その他			
	合計		5	5

(注) 上記取引については、金利スワップの特例処理を行っているものを除き時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ			
	為替予約			
	通貨オプション			
	その他			

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	37,068	206	206

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等につきましては、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	通貨オプション	
店頭	為替予約	4,609
	通貨オプション	
	その他	

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他			
	合計			

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション			
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	24,277 31,094	2,073 29	2,073 29
	合計		2,044	2,044

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 従来、期間損益計算を行っていた通貨スワップ取引並びに引直し対象としていた先物為替予約は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している資金関連スワップ取引については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容、利用目的及び取組方針

当行が利用しているデリバティブ取引の主目的はヘッジであり、対顧客取引における為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引、通貨スワップ取引を行っており、また、当行の保有している資産・負債の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。なお、金利スワップ取引に關しましてはヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例の要件を満たすものについては特例処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップ取引により、固定金利貸出金及び固定金利有価証券に対してヘッジを行っております。

ヘッジ方針

ヘッジ対象の公正価値の変動をリスクとして捉え、そのリスク量を削減する目的でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にヘッジ手段のリスク量が収まっており、ヘッジ対象のリスクの減殺が図られていることを四半期毎に検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

トレーディング目的の取引は、常務会により予め承認された一定限度の範囲内において、金利・債券・株価指数先物取引並びにオプション取引を行っております。なお、レバレッジ効果が過大な投機的取引は、対顧客、トレーディング目的の取引とも行わない方針であります。

(2) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクの要素を内包しております。市場リスクは、金利、為替相場等の変動から生じるリスクであり、信用リスクは、相手方による取引不履行の事態における損失リスクであります。

当行が利用しているデリバティブ取引から発生する市場リスクは、ほぼトレーディング目的に限定され、一定限度内の取引であるため、リスク額も限られております。また、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関であり、また、特定の取引相手に集中している取引はなく、従って信用リスクは殆どないと認識しております。

なお、自己資本比率規制(国際統一基準)に基づく、デリバティブ取引に係る信用リスク相当額等は次のとおりであります。

種 類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
	契約額等(百万円)	信用リスク相当額(百万円)
金利スワップ	19,449	98
通貨スワップ・為替予約	106,238	10,670
合計	125,687	10,769

- (注) 1 自己資本比率規制(国際統一基準)の対象となっていない、原契約期間が14日以内の通貨スワップ・為替予約取引(契約額等26,058百万円)は上記記載から除いております。
- 2 信用リスク相当額の算出に当たっては、自己資本比率規制(国際統一基準)により定められているカレント・エクスポージャー方式(契約額等に残存期間に応じた一定の掛け目を乗じた値に再構築コストを加えて算出する方式)を採用しております。

(3) 取引に係るリスク管理体制

当行全体のリスク管理は、経営管理部が担当し、資産・負債に係るポジションやリスクを把握し、管理しております。

ヘッジ取引については、毎月、ALM委員会においてヘッジ取り組み方針を策定し、常務会の承認を得て、証券国際部が取引を実行しております。

トレーディング目的の取引については、ポジション限度枠、ロスカット・ルール、損失累計限度等を予め常務会において定めて取り組んでおります。

ポジションや評価損益の状況に対する日常的なモニターは、取引を行っている部門から独立した管理部門で行っております。

デリバティブ取引全体のポジションや評価損益の状況は、毎月開催される取締役会に報告・検討されております。

(4) 取引の時価等に関する補足説明

デリバティブ取引に係る契約額又は想定元本はあくまでも、取引決済のための計算上の金額であり、一般的に、当該金額による現物資産の授受は行われず、また、当該金額自体はそのままデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
買建					
	合計				

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店 頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
	売建				
	買建				
	合計				

(注) 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	35,365	258	258

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等につきましては、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	売建	
	買建	
	通貨オプション	
	売建	
店 頭	買建	
	為替予約	
	売建	4,179
	買建	28,361
	通貨オプション	
	売建	
	買建	
	その他	
	売建	
	買建	

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	36,408	3,758	1,126	41,293		41,293
(2)セグメント間の 内部経常収益	210	220	836	1,267	(1,267)	
計	36,618	3,978	1,963	42,560	(1,267)	41,293
経常費用	34,450	3,687	1,814	39,951	(1,234)	38,717
経常利益	2,168	291	148	2,609	(33)	2,575

(注) 1 リース・投資事業における経常利益が全セグメントの経常利益の合計額の10%以上となったことから、中間連結財務諸表規則第14条の規定に基づき、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 是 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	37,627	3,570	1,108	42,306		42,306
(2)セグメント間の 内部経常収益	184	189	836	1,210	(1,210)	
計	37,811	3,759	1,945	43,516	(1,210)	42,306
経常費用	34,120	3,491	1,730	39,342	(1,140)	38,202
経常利益	3,691	268	214	4,174	(70)	4,103

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・・・・・クレジットカード、事務代行事業等

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	71,394	7,692	2,229	81,316		81,316
(2)セグメント間の 内部経常収益	386	436	1,646	2,470	(2,470)	
計	71,781	8,129	3,876	83,786	(2,470)	81,316
経常費用	69,818	7,773	3,642	81,234	(2,446)	78,788
経常利益	1,962	356	233	2,552	(23)	2,528

- (注) 1 リース・投資事業における経常利益が全セグメントの経常利益の合計額の10%以上となったことから、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、当連結会計年度から事業の種類別セグメント情報を記載しております。
- 2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 3 各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
- (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	732.69	722.52	696.31
1株当たり中間(当期) 純利益	円	6.27	17.92	9.54
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	5.28	15.22	8.11

(注) 1 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	733.27	697.21
1株当たり中間(当期)純利益	円	6.30	9.64
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	5.30	8.19

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	1,529	4,434	2,346
普通株主に帰属しない金額	百万円			15
うち利益処分による 役員賞与金	百万円			15
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	1,529	4,434	2,331
普通株式の期中平均株式数	千株	243,807	247,462	244,249
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	25	45	58
うち支払利息 (税額相当額控除後)	百万円	25	15	58
普通株式増加数	千株	50,631	46,736	50,116
うち新株予約権付社債	千株	50,631	46,736	50,116
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		該当ありません	該当ありません	該当ありません

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		45,366	1.20	47,838	1.25	56,979	1.49
コールローン		133,382	3.54	80,495	2.11	110,914	2.91
買入手形		65,700	1.74	9,300	0.24		
買入金銭債権		6,920	0.18	7,160	0.19	7,475	0.20
商品有価証券		6,508	0.17	542	0.01	1,874	0.05
金銭の信託		8,530	0.23	8,128	0.21	3,000	0.08
有価証券	1,2 8	1,174,418	31.14	1,264,923	33.10	1,238,823	32.49
貸出金	3,4 5,6 7,9	2,193,207	58.16	2,250,363	58.89	2,247,858	58.94
外国為替	7	3,388	0.09	7,465	0.20	4,952	0.13
その他資産	10	17,115	0.46	30,477	0.80	21,184	0.56
動産不動産	8,11 12,14	71,618	1.90	70,365	1.84	70,307	1.84
繰延税金資産		34,674	0.92	28,495	0.75	36,704	0.96
支払承諾見返		51,987	1.38	48,828	1.28	51,100	1.34
貸倒引当金		41,864	1.11	33,125	0.87	37,648	0.99
投資損失引当金		2	0.00	2	0.00	2	0.00
資産の部合計		3,770,950	100.00	3,821,255	100.00	3,813,523	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	3,329,197	88.28	3,377,790	88.39	3,394,097	89.00
譲渡性預金		91,905	2.44	101,592	2.66	96,405	2.53
コールマネー		20,646	0.55	10,568	0.28	8,085	0.21
債券貸借取引受入 担保金	8	1,195	0.03	23,059	0.60	708	0.02
借入金	13	32,000	0.85	32,000	0.84	32,000	0.84
外国為替		78	0.00	82	0.00	83	0.00
新株予約権付社債		22,131	0.59			21,277	0.56
その他負債		20,704	0.55	16,584	0.43	17,543	0.46
退職給付引当金		6,927	0.18	6,744	0.18	6,669	0.17
債権売却損失引当金		1,751	0.04			1,214	0.03
その他の偶発損失 引当金				8	0.00		
再評価に係る 繰延税金負債	14	13,461	0.36	12,920	0.34	12,920	0.34
支払承諾		51,987	1.38	48,828	1.28	51,100	1.34
負債の部合計		3,591,987	95.25	3,630,180	95.00	3,642,105	95.50
(資本の部)							
資本金		28,560	0.76	33,076	0.86	28,987	0.76
資本剰余金		19,426	0.51	23,942	0.63	19,853	0.52
資本準備金		19,426		23,942		19,853	
利益剰余金		99,211	2.63	103,329	2.70	99,584	2.61
利益準備金		6,400		6,648		6,522	
任意積立金		89,833		90,834		89,833	
中間(当期) 未処分利益		2,978		5,845		3,229	
土地再評価差額金	14	18,789	0.50	19,036	0.50	19,036	0.50
その他有価証券 評価差額金		13,039	0.35	11,855	0.31	4,087	0.11
自己株式		64	0.00	165	0.00	132	0.00
資本の部合計		178,963	4.75	191,075	5.00	171,418	4.50
負債及び 資本の部合計		3,770,950	100.00	3,821,255	100.00	3,813,523	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		36,601	100.00	37,794	100.00	71,747	100.00
資金運用収益		30,500		29,838		60,081	
(うち貸出金利息)		(22,740)		(22,136)		(45,170)	
(うち有価証券利息 配当金)		(7,315)		(7,427)		(14,086)	
役務取引等収益		4,111		4,967		8,575	
その他業務収益		479		1,415		1,081	
その他経常収益		1,509		1,573		2,008	
経常費用		34,433	94.08	34,104	90.24	69,786	97.27
資金調達費用		2,755		1,780		4,944	
(うち預金利息)		(1,475)		(1,106)		(2,733)	
役務取引等費用		1,342		1,528		2,728	
その他業務費用		538		437		870	
営業経費	1	22,404		21,180		43,760	
その他経常費用	2	7,392		9,177		17,482	
経常利益		2,168	5.92	3,690	9.76	1,961	2.73
特別利益	3	225	0.62	3,816	10.10	4,434	6.18
特別損失	4	104	0.29	90	0.24	356	0.50
税引前中間 (当期)純利益		2,289	6.25	7,416	19.62	6,040	8.41
法人税、住民税 及び事業税		1,588	4.33	103	0.27	110	0.15
法人税等調整額		803	2.19	2,937	7.77	3,611	5.03
中間(当期)純利益		1,504	4.11	4,375	11.58	2,318	3.23
前期繰越利益		1,474		1,469		1,474	
土地再評価差額金 取崩額						171	
中間配当額						612	
中間配当に伴う 利益準備金積立額						122	
中間(当期)未処分利益		2,978		5,845		3,229	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 同 左	(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 同 左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年	(1) 動産不動産 同 左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年 4月 1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同 左	(2) ソフトウェア 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は55,802百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,831百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,148百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左	(2) 投資損失引当金 同 左
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理しております。
	(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。		(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		(4) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建ての資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建ての資産・負債及び海外支店勘定については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建て取引等の会計処理につきましては、前事業年度は、「銀行業における外貨建て取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用してはいましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき、資金関連スワップ取引についてはヘッジ会計を適用しております。 資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8ヘッジ会計の方法」に記載しております。	外貨建ての資産・負債及び海外支店勘定については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建て取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建て取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用してはいたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建て取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>この結果、従来、期間損益計算していた当該資金関連スワップ取引を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は0百万円増加、「その他負債」は0百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また同様に、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づき、当中間会計期間から、通貨スワップ取引については時価会計を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、中間貸借対照表の「その他資産」は49百万円減少、「その他負債」は23百万円減少しております。また、中間損益計算書の「資金調達費用」は199百万円減少、「その他業務費用」は225百万円増加し、「経常利益」並びに「税引前中間純利益」はそれぞれ26百万円減少しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。</p>	<p>する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は602百万円増加、「その他負債」は602百万円増加しております。	
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。	(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から3年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は332百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものであります。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金関連スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
10 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための重要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			<p>なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、前事業年度に係る財務諸表において採用していた方法により算定した当事業年度の1株当たり純資産額は694円87銭、1株当たり当期純利益は9円47銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は8円06銭であります。</p> <p>(3) 金融商品会計 現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として、担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理していましたが、当事業年度から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は708百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>前中間会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(退職給付会計)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成14年12月16日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該認可の日において代行部分に係る退職給付債務及び返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理を行っております。</p> <p>本処理に伴う損益に与えた影響額は、特別利益のうち3,162百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度末における年金資産の返還相当額は、12,407百万円であります。</p>
<p>(金融商品会計)</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理していましたが、当中間会計期間から、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他負債」は1,195百万円減少し、「債券貸借取引受入担保金」は同額増加しております。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>これに伴い、前中間会計期間において資産の部の「有価証券」に計上しておりました「自己株式」64百万円は、当中間会計期間末においては資本に対する控除項目としております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 80百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は7,873百万円、延滞債権額は65,596百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,257百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 80百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は3,829百万円、延滞債権額は52,832百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,196百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 80百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債、社債に合計16百万円含まれております。</p> <p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,479百万円、延滞債権額は54,680百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,482百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																														
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,630百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は120,358百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は51,475百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="231 1361 574 1518"> <tr> <td>有価証券</td> <td>109,417百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>12,491百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>1,195百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,841百万円を差し入れてありませす。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,272百万円でありませす。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませすが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	有価証券	109,417百万円	担保資産に対応する債務		預金	12,491百万円	債券貸借取引	1,195百万円	受入担保金		<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は47,402百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,261百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は44,649百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="654 1361 997 1518"> <tr> <td>有価証券</td> <td>127,367百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>11,690百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>23,059百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,173百万円を差し入れてありませす。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は1,246百万円でありませす。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理してありませすが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	有価証券	127,367百万円	担保資産に対応する債務		預金	11,690百万円	債券貸借取引	23,059百万円	受入担保金		<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は50,957百万円でありませす。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は113,599百万円でありませす。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませす。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してありませすが、その額面金額は48,502百万円でありませす。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりでありませす。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="1069 1361 1412 1518"> <tr> <td>有価証券</td> <td>108,119百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>18,313百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>708百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,579百万円を差し入れてありませす。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してありませすが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありませせん。</p>	有価証券	108,119百万円	担保資産に対応する債務		預金	18,313百万円	債券貸借取引	708百万円	受入担保金	
有価証券	109,417百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	12,491百万円																															
債券貸借取引	1,195百万円																															
受入担保金																																
有価証券	127,367百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	11,690百万円																															
債券貸借取引	23,059百万円																															
受入担保金																																
有価証券	108,119百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	18,313百万円																															
債券貸借取引	708百万円																															
受入担保金																																

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、752,026百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が749,026百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,346百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,328百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、708,942百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が705,942百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は332百万円、繰延ヘッジ利益の総額は150百万円であります。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,722百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,189百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、731,594百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が728,594百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 47,473百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 4,328百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">21,003百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,366百万円 その他 641百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却3,080百万円、貸倒引当金繰入額2,075百万円、株式等償却1,283百万円を含んでおります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,153百万円 その他 660百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却4,974百万円及び株式等償却3,548百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、貸倒引当金取崩額3,306百万円、償却債権取立益509百万円であります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 2,600百万円 その他 1,302百万円</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却6,260百万円、貸倒引当金繰入額1,648百万円、株式等償却7,692百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益は、厚生年金基金代行部分返上益3,162百万円、償却債権取立益1,272百万円あります。</p> <p>4 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">動産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,544百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,099百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">445百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">299百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">145百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">445百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間期の支払リース料 157百万円</p> <p>・減価償却費相当額 157百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	動産		取得価額相当額	1,544百万円	減価償却累計額相当額	1,099百万円	中間期末残高相当額	445百万円	1年内	299百万円	1年超	145百万円	合計	445百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">動産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,522百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,359百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">中間会計期間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">163百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間期末残高が有形固定資産の中間会計期間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">121百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">163百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間期末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間期末残高が有形固定資産の中間会計期間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料 149百万円</p> <p>・減価償却費相当額 149百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>	動産		取得価額相当額	1,522百万円	減価償却累計額相当額	1,359百万円	中間会計期間期末残高相当額	163百万円	1年内	121百万円	1年超	41百万円	合計	163百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">動産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,556百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,258百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末残高相当額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">297百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">247百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">50百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">297百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当期の支払リース料 316百万円</p> <p>・減価償却費相当額 316百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 同 左</p>	動産		取得価額相当額	1,556百万円	減価償却累計額相当額	1,258百万円	期末残高相当額	297百万円	1年内	247百万円	1年超	50百万円	合計	297百万円
動産																																												
取得価額相当額	1,544百万円																																											
減価償却累計額相当額	1,099百万円																																											
中間期末残高相当額	445百万円																																											
1年内	299百万円																																											
1年超	145百万円																																											
合計	445百万円																																											
動産																																												
取得価額相当額	1,522百万円																																											
減価償却累計額相当額	1,359百万円																																											
中間会計期間期末残高相当額	163百万円																																											
1年内	121百万円																																											
1年超	41百万円																																											
合計	163百万円																																											
動産																																												
取得価額相当額	1,556百万円																																											
減価償却累計額相当額	1,258百万円																																											
期末残高相当額	297百万円																																											
1年内	247百万円																																											
1年超	50百万円																																											
合計	297百万円																																											

(有価証券関係)

子会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)、前事業年度末(平成15年3月31日現在)とも、該当ありません。

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成15年11月21日開催の取締役会において、第117期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	662百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第116期) | 自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日 | 平成15年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 自己株券買付状況
報告書 | | | 平成15年4月7日
平成15年5月6日
平成15年6月6日
平成15年7月8日
平成15年8月8日
平成15年9月3日
平成15年10月9日
平成15年11月10日
平成15年12月3日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月13日

株式会社滋賀銀行
取締役頭取 高田 紘 一 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 桑 木 肇
関与社員

関与社員 公認会計士 秋 山 直 樹

関与社員 公認会計士 味 谷 祐 司

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 桑 木 肇
関与社員

関与社員 公認会計士 秋 山 直 樹

関与社員 公認会計士 味 谷 祐 司

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月13日

株式会社滋賀銀行
取締役頭取 高田 紘 一 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 桑 木 肇
関与社員

関与社員 公認会計士 秋 山 直 樹

関与社員 公認会計士 味 谷 祐 司

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第116期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社滋賀銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社滋賀銀行
取締役会御中

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 桑 木 肇

関与社員 公認会計士 秋 山 直 樹

関与社員 公認会計士 味 谷 祐 司

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第117期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。